

川崎市高津区公告第48号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年6月20日

川崎市高津区長 白井 豊一

| 年 度       | 科 目              | 期 別      | 滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る<br>日          | 件 数 ・ 備 考 |
|-----------|------------------|----------|-----------------------------------|-----------|
| 令 和 6 年 度 | 国 民 健 康<br>保 険 料 | 第 8 期 分  | 令 和 7 年 7 月 3 1 日<br>（ 第 8 期 分 ）  | 計 3 件     |
| 令 和 6 年 度 | 国 民 健 康<br>保 険 料 | 第 9 期 分  | 令 和 7 年 7 月 3 1 日<br>（ 第 9 期 分 ）  | 計 5 件     |
| 令 和 6 年 度 | 国 民 健 康<br>保 険 料 | 第 10 期 分 | 令 和 7 年 7 月 3 1 日<br>（ 第 10 期 分 ） | 計 12 件    |

別紙省略